（変更等の届出）

第二百二十条　法第二百九十条第一項の規定による届出をしようとする者は、次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

［一・二　略］

三　当該届出が第三項に規定する不祥事件に係るものである場合　当該不祥事件の概要その他の事項を記載した届出書

2　［略］

3　法第二百九十条第一項第八号に規定する内閣府令で定めるときは、不祥事件が発生したことを知ったときとし、同号に規定する内閣府令で定める者は、当該保険仲立人とする。

4　前項に規定する不祥事件とは、保険仲立人である個人又は保険仲立人である法人の役員若しくは使用人が次の各号のいずれかに該当する行為を行ったことをいう。

一　保険仲立人の業務を遂行するに際しての詐欺、横領、背任その他の犯罪行為

二　出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律に違反する行為

三　法第二百九十四条第一項、第二百九十四条の二若しくは第三百条第一項の規定、法第三百条の二において準用する金融商品取引法第三十八条第三号から第六号まで若しくは第九号若しくは第三十九条第一項の規定若しくは第二百三十四条の二十一の二第一項の規定に違反する行為又は法第三百七条第一項第三号に該当する行為

四　現金、手形、小切手又は有価証券その他有価物の紛失のうち、保険仲立人の業務の特性、規模その他の事情を勘案し、当該業務の管理上重大な紛失と認められるもの

五　海外で発生した前各号に掲げる行為又はこれに準ずるもので、発生地の監督当局に報告したもの

六　その他保険仲立人の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為又はそのおそれのある行為であって前各号に掲げる行為に準ずるもの

（社内規則等）

第二百二十七条の七　保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

（特定大規模乗合損害保険代理店の要件）

第二百二十七条の十六　法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める額は、二十億円（第三項の規定が適用される場合にあっては、十億円）とする。

2　法第二百九十四条の四に規定する内閣府令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一　当該損害保険代理店が生命保険募集人でない場合にあっては、当該事業年度の直前の事業年度（次号及び次項において「判定事業年度」という。）における二以上の所属損害保険会社等から保険募集の業務に関して受領した手数料、報酬その他の対価（同号において「手数料等」という。）の額が前項に規定する額以上であること。

（変更等の届出）

第二百二十条　［同上］

［一・二　同上］

［号を加える。］

2　［同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

（社内規則等）

第二百二十七条の七　保険募集人又は保険仲立人は、保険募集の業務（法第二百九十四条の三第一項に規定する保険募集の業務をいう。以下この章において同じ。）を営む場合においては、当該業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験、財産の状況及び取引を行う目的を踏まえた重要な事項の顧客への説明その他の健全かつ適切な業務の運営を確保するための措置（書面の交付その他の適切な方法による商品又は取引の内容及びリスクの説明並びに顧客の意向の適切な把握並びに犯罪を防止するための措置を含む。）に関する社内規則等（社内規則その他これに準ずるものをいう。以下この条において同じ。）を定めるとともに、従業員に対する研修その他の当該社内規則等に基づいて業務が運営されるための十分な体制を整備しなければならない。

［条を加える。］